

# 地質汚染 医療地質 社会地質学会表彰規定

(2009年12月4日, 評議員会にて決定)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は地質汚染 医療地質 社会地質学会の目的を鑑み, 地質汚染 医療地質 社会地質学会会則第3条第1項第3号に基づき, 環境地質学等の発展に貢献する, 優れた業績をあげた会員等の表彰に係わる事項を定める。

(賞の名称)

第2条 本学会に, 地質汚染 医療地質 社会地質学会論文賞, 地質汚染 医療地質 社会地質学会優秀講演賞, 地質汚染 医療地質 社会地質学会奨励賞及び地質汚染 医療地質 社会地質学会功労賞(以下「論文賞」, 「講演賞」, 「奨励賞」及び「功労賞」と略称する)を設ける。

(論文賞)

第3条 論文賞は, 表彰年度の前年度までの3年間に発行された会誌「地質汚染 医療地質 社会地質学会誌」に掲載された原著論文のうち, 環境地質学等の発展や進歩に貢献する特に優れた著述を行ったものに授与する。

(講演賞)

第4条 講演賞は, 表彰年度の環境地質学シンポジウムにおいて, 環境地質学等の発展や進歩に貢献する優れた研究発表(口頭発表・ポスター発表)を行った正会員に対して授与する。

(奨励賞)

第5条 奨励賞は, 表彰年度の環境地質学シンポジウムにおいての研究発表(口頭発表・ポスター発表)のうち, 優秀な成果が期待される意欲的な発表した学生や大学院生, 研究生等若手研究者に対して授与する。

(功労賞)

第6条 功労賞は, 環境地質学等の発展や学会活動に貢献した正会員や法人会員に授与する。

## 第2章 受賞者の選考

(論文賞選考委員会)

第7条 論文賞受賞候補者を選考するため, 論文賞選考委員会をおく。論文賞選考委員会は論文賞の受賞候補者を選考し, 選考理由を付して評議員会に報告する。

(推薦)

第8条 正会員は, 論文賞選考委員会に対して論文賞受賞候補者を推薦することができる。

(講演賞及び奨励賞の選考)

第9条 講演賞及び奨励賞の選考は、環境地質学シンポジウム会場において、参加者等の投票等により決定される。

( 功労賞の選考 )

第10条 功労賞受賞候補者は幹事会により選考される。

( 受賞者の決定 )

第11条 評議員会は、論文賞選考委員会から報告された論文賞受賞候補者並びに幹事会から推薦された功労賞受賞候補者をもとに、受賞者を決定する。

### 第3章 授賞式等

( 選考結果の報告 )

第12条 論文賞選考委員長並びに幹事長は、評議員会の審議結果を踏まえて各々論文賞及び功労賞受賞者の選考経過と結果を総会に報告する。

( 授賞式 )

第13条 論文賞及び功労賞の授賞式は総会で行う。また、講演賞及び奨励賞の授賞式は環境地質学シンポジウムにおいて実施する。

( その他 )

第14条 本規定に定めるもののほか、必要事項は内規として別に定める。

( 規定の変更 )

第15条 本規定の変更には評議員会の承認を必要とする。

### 付 則

第1条 本規定は公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の翌年度から施行する。

第2条 第3条の選考対象となる論文の期間は、施行後3年間に限り表彰年度の前年度までの5年間とする。

## 地質汚染 医療地質 社会地質学会論文賞選考委員会内規

(2009年12月4日, 評議員会にて決定)

- 第1条 本内規は, 地質汚染 医療地質 社会地質学会表彰規定第14条に基づき, 規定第7条に定める論文賞選考委員会について定める.
- 第2条 選考の対象は, 表彰年度の前年度までの3年間に発行された会誌「地質汚染 医療地質 社会地質学会誌」に掲載された総説、論説、調査及び技術報告の論文とする. ただし, すでに論文賞を受賞したことがある論文は, 再度論文賞の対象とはならない.
- 第3条 論文賞の授与は原則として毎年とし, 受賞論文数は1-2編程度とする.
- 第4条 論文賞受賞論文が複数の著者(研究グループ等を含む)により執筆されたものである場合には, 正会員である筆頭著者(研究グループ等の場合は代表者)に論文賞を授与する.
- 第5条 論文賞選考委員会は, 論文賞選考委員によって構成される. 委員は幹事会によって推薦され, 会長から委嘱される正会員若干名で構成される. 会長・副会長・評議員は委員になることができない.
- 第6条 論文賞選考委員長は委員の互選による. 委員長は論文賞選考委員会を代表し, その事務を総括する.
- 第7条 論文賞選考委員が受賞候補者となった場合には, 賞の選考に関与しない.
- 第8条 論文賞選考委員に欠員が生じた場合は, 次点者を補充する.
- 第9条 委員会は必要に応じ, 幹事会と合議の上, その事務補助者を委嘱することができる. 論文賞選考事務の運営に関し, 必要な事項は論文賞選考委員会がこれを決め, 幹事会の了承を得る.
- 第10条 論文賞の選考に当たっては, 論文の独創性, 将来の発展性, 総合性や重要な発見などを選考の基準とする.
- 第11条 論文賞選考委員会は必要に応じて参考人から意見を聴取することができる.
- 第12条 受賞候補者の推薦書類は, 授与年度に周知する期間に地質汚染 医療地質 社会地質学会論文賞選考委員会宛てに提出する.
- 第13条 受賞候補者の推薦書類には次の事項を記入する. 賞の名称, 推薦者名(自薦を含む), 受賞候補者名, 受賞候補論文名(巻号頁を含む)及び推薦理由.
- 第14条 論文賞選考委員会は, 対象となる論文の選定を行い, 次点者も含め評議員会に報告する.
- 第15条 本内規の変更には評議員会の承認を必要とする.

本内規は, 地質汚染 医療地質 社会地質学会表彰規定の公布と共に施行する.

## 地質汚染 医療地質 社会地質学会講演賞及び奨励賞の選考方法について

(2009年12月4日、評議員会にて決定)

講演賞及び奨励賞の選考の対象は、表彰年度の環境地質学シンポジウムで発表された口頭発表及びポスターセッションとする。

講演賞の表彰対象者は、正会員である筆頭著者とする。奨励賞の表彰対象者は学生や大学院生、研究生等若手研究者である筆頭著者を対象とする。

講演賞及び奨励賞の授与は、原則として各1-2題程度とする。

口頭発表並びにポスターセッションが複数の著者(研究グループ等を含む)により発表されたものである場合には、筆頭著者(研究グループ等の場合は代表者)に講演賞及び奨励賞を授与する。

講演賞及び奨励賞の選考は、環境地質学シンポジウム参加者の投票による。

講演賞及び奨励賞の投票方法は、参加者全員による無記名投票とする。投票は参加者が各賞に対し1票を投票する方式とする。参加者はシンポジウムのプロシーディング内容並びにポスターの記述を基に講演賞及び奨励賞対象者を1演題ずつ選定し、これを投票用紙に記述して投票する。幹事会はこれを集計し、発表する。

講演賞及び奨励賞は、原則として各々最高得票数を得た講演に対し、内容を審査した上で評議員の合議にて決定される。なお、得票数は有効投票総数のうち、5%以上を獲得している必要があり、これ未満の場合は、最高得票数であっても受賞としない。

講演賞及び奨励賞の選考に当たっては、論文の独創性、将来の発展性、総合性や重要な発見などを選考の基準とする。